

## 子ども医療費助成制度の対象となるお子さまの保護者の皆様へ

学校管理下での負傷又は疾病など、独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付の対象となる医療費については、子ども医療費助成制度の助成対象となりませんので、下記にご留意いただきますようお願いいたします。

- お子さまが学校管理下での負傷又は疾病により受診する場合は、医療機関に子ども医療費助成受給券を提示しないようにしてください。
- 医療機関には、学校管理下での負傷又は疾病であることをお伝えいただくとともに、保険診療の一部負担金である3割相当額をお支払いください。
- この時お支払いいただいた医療費につきましては、学校を通じて、独立行政法人日本スポーツ振興センターから災害共済給付金が支給されます。
- ◎ 子ども医療費はお住まいの市町村及び千葉県の税金で助成しています。  
独立行政法人日本スポーツ振興センターから支給される災害共済給付金は保護者及び学校からの共済掛金と政府（国）の出資金から支払われます。
- 災害共済給付制度の内容につきましては、学校又は日本スポーツ振興センター（TEL：03-5410-9162）へお問い合わせください。

### 《子ども医療費に関する問い合わせ先》

受給券を発行した市町村（電話番号は受給券の裏に記載） 又は  
千葉県健康福祉部児童家庭課 母子保健担当 TEL 043 (223) 2332